

令和7年10月1日

料金改定（住宅性能評価業務等・住宅性能証明書発行業務）のお知らせ

日頃より、当財団をご利用いただきまして誠にありがとうございます

この度、令和7年11月1日から住宅性能評価業務等・住宅性能証明書発行業務料金一部改定いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い致します。

改定の概要

- ・住宅性能評価業務等に係る料金の一部改定
- ・住宅性能証明書発行業務料金の一部改定

詳細は次ページ以降の住宅性能評価業務等・住宅性能証明書発行業務料金表をご確認ください。



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

建築審査部 建築性能課

住宅性能評価料金

【戸建住宅】（500㎡未満の併用住宅を含む）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金 (A)	建設住宅性能評価料金	
			評価料金 (検査4回分)	設計住宅性能評価をセンター 以外の者から受けている場合 の加算額
必須項目のみの場合・ 選択項目を併せて選択 した場合	200㎡未満	55,000	102,300	(A) 欄の額の 1 / 2
	200㎡以上	66,000	121,000	

【共同住宅】

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金 (A)		建設住宅性能評価料金		
				評価料金		設計住宅性能評価を センター以外の者から 受けている場合の加算額
		戸当たり 単価	共用部 加算額	戸当たり 単価	共用部 加算額	
必須項目のみの場合	500㎡未満	11,000／戸	46,200	N × 1,320 ／回・戸	N × 73,700／回	(A) 欄の額の 1／2
	500㎡以上 1,000㎡未満		59,400		N × 97,900／回	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	75,900	N × 123,200／回			
	2,000㎡以上 4,000㎡未満	107,800	N × 160,600／回			
	4,000㎡以上 6,000㎡未満	117,700	N × 172,700／回			
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	8,800／戸	127,600	N × 1,210 ／回・戸	N × 184,800／回	
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		138,600		N × 198,000／回	
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	7,150／戸	240,900		N × 317,900／回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	6,050／戸	310,200	N × 1,100 ／回・戸	N × 400,400／回	
	50,000㎡以上	4,950／戸	438,900	N × 554,400／回		
選択項目を併せて	500㎡未満	13,200／戸	46,200	N × 1,540 ／回・戸	N × 73,700／回	(A) 欄の額の 1／2
	500㎡以上 1,000㎡未満		59,400		N × 97,900／回	
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	12,100／戸	75,900		N × 123,200／回	
	2,000㎡以上 4,000㎡未満	12,100／戸	107,800	N × 1,540	N × 160,600／回	

選択した 場合	4,000㎡以上 6,000㎡未満		117,700	／回・戸	N×172,700／回	(A) 欄の額の 1／2
	6,000㎡以上 8,000㎡未満	11,000／戸	127,600	N×1,430 ／回・戸	N×184,800／回	
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		138,600		N×198,000／回	
	10,000㎡以上 20,000㎡未満	9,350／戸	240,900		N×317,900／回	
	20,000㎡以上 50,000㎡未満	8,250／戸	310,200	N×1,320	N×400,400／回	
	50,000㎡以上	7,150／戸	438,900	／回・戸	N×554,400／回	

※Nは検査回数を示す

【備 考】

- 上記の評価料金において、「必須項目のみの場合」とは平成12年建設省告示第1661号の一号に掲げる事項を選択した場合をいい、「選択項目を併せて選択した場合」とは同号に掲げる事項以外の設計住宅性能評価（変更性能評価を含む。）を併せて選択した場合を示す。選択項目の中で、構造の安定については、1-2、1-4、1-5 を選択した場合は必須項目のみの料金を適用する。音環境については、8-1～8-4を選択した場合は1,100円／戸（税込金額）を加算する。
- 変更設計住宅性能評価又は変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価をセンターから受けている場合には、上記に掲げる評価料金において、戸建住宅は評価料金の1／2の額、共同住宅は変更となる住戸等について、戸当り単価及び共用部加算額をそれぞれ1／2として算出した額とする。なお、住宅の計画を大規模に変更する場合は、変更に係る住宅・住戸等について上記の評価料金に基づき算出した額とする。（床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。）
- センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更する場合は、上記に掲げる当初の評価料金に戸建住宅は評価料金の額を、共同住宅は戸当り部分は変更となる住戸及び共用部について戸当り単価及び共用部加算額として算出した額を加算する。（床面積が増加する場合は増加後の面積で算出する。）
- 下記のア）の区域に該当する地域である場合は、それぞれ記載の額を加算する。
- 共同住宅の評価においては、申請者の希望により評価対象住戸数の10分の1（小数点以下は切上げ）を超えて、住戸ごとに定まる性能に関する目視又は計測を行う場合、10分の1を超える戸数について1住戸あたり次の金額を加算する。
 - ・必須項目のみの場合19,800円／戸（税込金額）
 - ・選択項目を併せて選択した場合22,000円／戸（税込金額）
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を事前センターに申請している場合は、戸建住宅は評価料金から11,000円（税込金額）共同住宅は戸当たり単価から1,100円（税込金額）×住戸数の額を減額する。（同内容の建築物エネルギー消費性能適合性判定に限る。）
- 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む住宅の場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、下記のイ）又はウ）に掲げる額を減算する。
- 型式住宅部分等製造者認証を受けた者が住宅の申請を行う場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額から、

下記のエ) 又はオ) に掲げる額を減算する。
9. 建築基準法に基づく確認申請、検査を同時にセンターにて行う場合は、上記に掲げる評価料金若しくは加算額又はケ) に掲げる長期使用構造等確認の申請料金から、下記のカ) に掲げる額を減算する。
10. 住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認の申請を行う場合は、上記に掲げる評価料金に下記のコ) に掲げる額を加算する。
11. 建設住宅性能評価の申請の取り下げ又は解除を行った場合の返還の額は、下記のキ) に掲げる申請の取り下げを行った時期に応じた返還率を上記の評価料金に乗じた額とする。
12. 室内空気中の化学物質の測定を選択した場合には、上記に掲げる評価料金若しくは加算額に、下記ク) に掲げる額を加算する。
13. 共同住宅等のうち住戸数が1戸かつ500㎡未満の併用住宅の場合においては、戸建住宅の評価料金を適用する。
14. 住宅性能評価書の再交付評価料金は1通当り2,200円(税込金額)とする。
15. その他特別な事情により、上記に掲げる評価料金が適当ではないとセンターが判断した場合においては、センターと申請者の協議により定める額とする。
16. 評価料金(表中金額)の合計金額のうち消費税を除く金額が100,000円以上の場合には10,000円未満の額を、合計金額が10,000円以上100,000円未満の場合には1,000円未満の額を、合計金額が10,000円未満の場合には100円未満の額を切捨てた金額に消費税を加算した金額とする。

ア) 遠隔地の場合の加算額

(単位 円、税込の金額です。)

エリア	市区町村	検査1回あたりの 加算額
Aエリア	23区	なし
Bエリア	武蔵野市、三鷹市、西東京市、調布市、狛江市	2,200
Cエリア	八王子市、町田市、多摩市、清瀬市、小平市、東村山市、国立市、昭島市、福生市、東大和市、立川市、日野市、東久留米市、小金井市、府中市、稲城市、国分寺市	4,400
Dエリア	羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村、奥多摩町	8,800
【備考】1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した実費を加算することができる。 2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額(宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。)及び検査のため出張した日数1日につき23,100円(適合証明業務の現場検査と同時検査となる場合を除く。)を加えた手数料とする。		

イ) 住宅型式性能認定の場合の減算額（戸建住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額	建設住宅性能評価料金の減算額
必須項目のみの場合	200㎡未満	1,650	5,115
	200㎡以上	1,980	6,050
選択項目を併せて選択した場合	200㎡未満	1,650	5,115
	200㎡以上	1,980	6,050

ウ) 住宅型式性能認定の場合の減算額（共同住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
		戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
必須項目のみの場合	500㎡未満	440／戸	1,650	N × 66／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回
選択項目を併せて選択した場合	500㎡未満	550／戸	1,650	N × 77／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
				N	N×15,950／回

	20,000㎡以上 50,000㎡未満	550／戸	15,510	× 77／回・戸	N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回

※Nは検査回数を示す

エ) 型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額（戸建住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
必須項目のみの場合	200㎡未満		1,650		5,115
	200㎡以上		1,980		6,050
選択項目を併せて 選択した場合	200㎡未満		1,650		5,115
	200㎡以上		1,980		6,050

オ) 型式住宅部分等製造者認証の場合の減算額（共同住宅）

（単位：円、税込の金額です。）

床面積		設計住宅性能評価料金の減算額		建設住宅性能評価料金の減算額	
		戸当たり単価	共用部加算額	戸当たり単価	共用部加算額
必須項目のみの場合	500㎡未満	440／戸	1,650	N × 66／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上 6,000㎡未満		5,940		N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回
選択項目を併せて	500㎡未満	550／戸	1,650	N × 77／回・戸	N×3,630／回
	500㎡以上 1,000㎡未満		2,640		N×4,840／回
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		3,740		N×6,160／回
	2,000㎡以上 4,000㎡未満		5,280		N×8,030／回
	4,000㎡以上				

選択した 場合	4,000㎡以上 6,000㎡未満	550／戸	5,940	N × 77／回・戸	N×8,690／回
	6,000㎡以上 8,000㎡未満		6,490		N×9,350／回
	8,000㎡以上 10,000㎡未満		6,930		N×9,900／回
	10,000㎡以上 20,000㎡未満		11,990		N×15,950／回
	20,000㎡以上 50,000㎡未満		15,510		N×20,020／回
	50,000㎡以上		21,890		N×27,720／回

※Nは検査回数を示す

カ) 建築基準法に基づく確認申請, 検査を同時に申請した場合の減算額

【戸建住宅】

(単位：円、税込の金額です。)

床面積	設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認料 金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から減ずる額
		検査時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
200㎡未満	6,600	20,900
200㎡以上	11,000	24,200

【共同住宅】

(単位：円、税込の金額です。)

床面積	設計住宅性能評価又は長期使用構造等 確認料金から減ずる額		建設住宅性能評価料金から減ずる額
	戸当たり単価	共用部加算額	検査時時期が建築基準法による中間検査又は 完了検査と重複する場合の一回あたりの額
500㎡未満	660／戸	4,730	23,100／回
500㎡以上 1,000㎡未満		7,480	34,100／回
1,000㎡以上 2,000㎡未満		10,560	47,300／回
2,000㎡以上 4,000㎡未満		15,070	80,300／回
4,000㎡以上 6,000㎡未満		16,500	94,600／回
6,000㎡以上 8,000㎡未満		17,930	110,000／回
8,000㎡以上 10,000㎡未満		19,250	121,000／回
10,000㎡以上 20,000㎡未満		34,100	143,000／回
20,000㎡以上 50,000㎡未満		43,450	176,000／回
50,000㎡以上		61,600	363,000／回

キ) 申請の取り下げを行った場合の申請評価料金の返還率

申請の取り下げを行った時期		当該申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
	第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.6
	第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
	第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで	0.2
	竣工時の現場審査を実施した日以降	0.0
共同住宅	建設住宅性能評価の申請書をセンターが受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.8
	第1回の現場審査を実施した日から竣工時（最終回）の現場審査の前日まで	$0.8 \times$ (全検査回数－実施済み検査回数)／全検査回数 ※小数点第3位以下を切捨てとする

ク) 化学物質濃度測定を選択した場合の加算額

(単位：円、税込の金額です。)

住戸数	ホルムアルデヒドのみ (1住戸あたり)	ホルムアルデヒド+VOC (1住戸あたり)
1戸	73,700	104,500
2戸	70,400	101,200
3～10戸	51,700	83,600
11～30戸	44,000	79,200
31戸～	37,400	70,400

ケ) 長期使用構造等確認の申請料金

【戸建住宅】 62,700 円 (税込の金額です。)

【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数

(単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	48,510	46,090
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	76,780	72,820
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	108,130	102,520
	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	145,200	137,280
	4,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	158,400	149,490
	6,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	171,600	161,920
	8,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	186,450	176,110
	10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	325,050	307,120
	20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	417,450	394,240
	50,000 m ² 以上	592,350	559,570
戸 当 り 料 金	500 m ² 未満	11,550	10,890
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	11,550	10,890
	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,780	10,120
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	8,250	7,590
	50,000 m ² 以上	7,480	6,820

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は30,800円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は戸当り料金の1/2の額とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

コ) 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請をした場合の加算額

【戸建住宅】 7,700 円 (税込の金額です。)

【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数

(単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	47,080	42,350
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	47,080	42,350
	1,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	62,700	56,430
	4,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	78,430	70,510
	50,000 m ² 以上	94,050	84,700
戸当り料金		1,650	

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は4,400円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は4,400円/戸(税込金額)とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

サ) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅、共同住宅ともに 3,300 円／戸（税込金額）とする。それ以外の場合は別途見積りによる。

既存住宅の性能評価申請評価料金

<戸建住宅>

(単位：円、税込の金額です。)

項 目	200㎡未満		200㎡以上		再検査
	設計図書有	設計図書無	設計図書有	設計図書無	
現況検査・評価	60,500	79,200	72,600	94,600	別途見積り
特定現況検査	33,000（腐朽・蟻害）				
個 別 評 価	別途見積り（性能項目選択）				

- ・新築時の評価書の有無については、有無に係わらず設計図書有と同額とする。
- ・現況検査と特定現況検査は同時実施とする。

<共同住宅>

- ・共同住宅の性能評価は、専用（住戸）部分と共用（住棟）部分を合わせて評価することになるので、評価料金は専用部分と共用部分の評価料金の合計金額となる。

(1) 専用部分（1住戸の評価料金）

(単位：円、税込の金額です。)

項 目	新築時の評価書			再検査
	有りの場合	無しの場合		
		設計図書有	設計図書無	
現況検査・評価	33,000	39,600	51,700	別途見積り
特定現況検査	別途見積り（腐朽・蟻害）			
個 別 評 価	別途見積り（性能項目選択）			

(2) 共用部分（1住棟の評価料金）

(単位：円、税込の金額です。)

延べ面積（㎡）	新築時の評価書			再検査
	有りの場合	無しの場合		
		設計図書有	設計図書無	
500未満	88,000	110,000	143,000	別途見積り
500以上1,000未満	121,000	143,000	187,000	
1,000以上2,000未満	154,000	187,000	242,000	
2,000以上10,000未満	242,000	286,000	374,000	
10,000以上	別途見積り			
特定現況検査	別途見積り（腐朽・蟻害）			
個 別 性 能	別途見積り（性能項目選択）			

別 表 3

評価金額等の減額又は減額率については以下のとおりとする。なお、該当する項目が複数ある場合は、合計することができる。ただし、最大50%の減額を限度とする。

要 件	設計住宅 性能評価	建設住宅 性能評価	長期使用構 造等確認 (単願申請)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のイ) 又はウ) のと おり	別表2のイ) 又はウ) のと おり	—
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のエ) 又はオ) のと おり	別表2のエ) 又はオ) のと おり	—
(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第4項）の確認の申請を行うとき。	別表2のカ) のとおり	—	別表2のカ) のとおり
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条23項及び同法第18条第32号）の検査の申請を行うとき。	—	別表2のカ) のとおり	—

(５) 建設住宅性能評価の申請とともに、鉄筋コンクリート用棒鋼引張試験やコンクリート圧縮強度試験等をセンターの建築材料試験所で行うとき。		—	１０％	—
(６) センターの理事長が定める期間内に、センターが定める回数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。		５％	５％	５％
(７) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。		１０％	１０％	１０％
(８) 共同住宅等で、住戸数が一定規模以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	５０戸以上１５０戸未満	１０％	１０％	１０％
	１５０戸以上３００戸未満	２０％	２０％	２０％
	３００戸以上	３０％	３０％	３０％
(９) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。		５％	５％	５％
(１０) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。		—	１０％	—
(１１) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。		１０％	１０％	１０％

住宅性能証明書発行業務手数料一覧

令和7年11月1日施行

1) 一戸建て住宅の場合

■ 住宅性能証明書

(単位:円、税込の金額です。)

種別	性能区分			手数料
住宅の新築又は 新築住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級かつ 一次エネルギー消費 量等級	一般	82,500
			審査の省略ができる場合	60,500
	耐震性		一般	71,500
			審査の省略ができる場合	44,000
	バリアフリー性		一般	55,000
			審査の省略ができる場合	33,000
	・審査の省略ができる場合とは、評価書等（設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。			
既存住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	55,000
			審査の省略ができる場合	33,000
		一次エネルギー消費 量等級	一般	71,500
			審査の省略ができる場合	44,000
	耐震性		一般	71,500
			審査の省略ができる場合	44,000
	バリアフリー性		一般	55,000
			審査の省略ができる場合	33,000
	・審査の省略ができる場合とは、評価書等（建設住宅性能評価書（新築・既存[既存住宅用家屋の取得の日から3年以上前の交付のもの]、フラット35S適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。			

2) 共同住宅の場合（耐震性は別途見積り）

■ 住宅性能証明書

(単位:円、税込の

金額です。)

種別	性能区分			手数料
住宅の新築又は 新築住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級かつ 一次エネルギー消費 量等級	一般	82,500
			審査の省略ができる場合	60,500

	耐震性		一般	別途見積	
			審査の省略ができる場合		
	バリアフリー性		一般	5 5 , 0 0 0	
			審査の省略ができる場合	3 3 , 0 0 0	
	・ 審査の省略ができる場合とは、評価書等（設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35 S 適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。				
既存住宅の取得	省エネルギー性	断熱等性能等級	一般	5 5 , 0 0 0	
			審査の省略ができる場合	3 3 , 0 0 0	
		一次エネルギー消費量等級	一般	7 1 , 5 0 0	
			審査の省略ができる場合	4 4 , 0 0 0	
	耐震性		一般	別途見積	
			審査の省略ができる場合		
	バリアフリー性		一般	5 5 , 0 0 0	
			審査の省略ができる場合	3 3 , 0 0 0	
	・ 審査の省略ができる場合とは、評価書等（建設住宅性能評価書（新築・既存[既存住宅用家屋の取得の日から3年以上前の交付のもの]、フラット35 S 適合証明書等）の結果を活用できる場合をいう。				

3）その他料金等

- 1：現場審査において、再審査を行う場合の料金は、一回につき16,500円（税込金額）とする。
- 2：次に掲げる場合は、手数料を減額できるものとする。
 - ①センターが実施する他の業務を同時に引き受けた場合
 - ②審査が効率的に実施できるとセンターが判断をした場合
- 3：併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する戸建の住宅）の料金は、一戸建ての料金を適用する。
- 4：島しょ部の業務については、交通費及び1日につき22,000円（宿泊を要する場合は35,200円）を加算する。

4）住宅性能証明書の再発行

- 1 通につき、2,200円（税込金額）